

東電福島 第一原発事故 から10年

会社も災害対策もリスクだらけ

東海第二原発を

再稼働させてはならない

大石光伸 (東海第二原発運転差止訴訟原告団共同代表・常総生協)

「首都圏に壊滅的被害」

提訴から8年 原告側改めて訴え結審

東海第二差し止め訴訟

日本原子力発電(原電)が再稼働を目指す東海第二原発(東海村)を巡り、住民ら約二百人が原電に運転差し止めを求めた訴訟が二日、水戸地裁(前田英裁判長)で結審した。判決は来年二月十八日に言い渡される。提訴から八年。原告側は最終弁論で「首都圏に壊滅的な被害をもたらす東海第二を止めてほしい」と改めて訴えた。(松村真一郎)

水戸地裁 来年3月18日判決

原告共同代表の大石光伸さん(左)は意見陳述で、地震動に関するデータの提出を何度も要求したものの、「拒否し続けられた」として原電の非協力的な姿勢を批判した。原告側が求める



主な動き

外部電源喪失で3日	自動停止
運転差し止めを求めて水	
(原電)が新規制基準に申請	の運転延長を規制委に
基準適合を決定	承認する
を表明	する
県民投票条例案が	
審	
決定	

付られている「スタヒライヤ」が破損したり、格納容器が圧力で変形する「床陥」が生じたりして重大事故につながるとしている。一方、原電側は最終準備書面で、再稼働に必要な国の新規制基準を踏まえた対策を講じているとして請求

棄却を求めた。閉廷後の記者会見で、大石さんは「やっぱり問題点を追及してきた。明らかにならなかったと地域に知らされた」と語った。原告代理人の海渡雄一弁護士は、判決時期について「再稼働の準備が進む中で、判断を求めるベストタイミングになった」と評価した上で、「勝訴判決を信じて判決日を待ちたい」と自信を見せた。

東海第二原発を巡っては、原電が昨年一月に再稼働の方針を表明、事故対策工事が進められている。東海第二の二十・四体内には、全国で最多の約九十四万人が生活し、事故が起ると首都圏に影響が及ぶとして、茨城や東京など十都県二百六十六人が二二年七月、原電に運転差し止めを求めて水戸地裁に提訴した。原告団の住民は、亡くなるなどして現在は九都県の二百二十四人に減った。

東海第二原発運転差止訴訟の結審を伝える
新聞記事(東京新聞 2020年7月3日)

あの日を覚えていますが

東京電力福島第一原発事故から10年がたちました。みなさん、あの日のことを思い出せるでしょうか。

私は、3月11日の地震を全国有機農業の集いが開かれた福井県越前市で経験し、翌早朝に米原まで戻り、動き出した徐行運転の新幹線に乗って東京駅に着きました。東京駅は、帰宅できず駅舎や路上に泊まった人々で埋まっていました。

昼過ぎ常磐線が動き出しましたが、電車は利根川にかかる橋の損傷で渡れませんでした。松戸で車に乗り換え、渋滞する国道

